## 鹿児島県保健医療計画



平成30年3月 鹿児島県

## はじめに



我が国は、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行などにより社会の あらゆる面で大きな変革期を迎えています。

2025年には、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるため、国民一人ひとりが医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことが喫緊の課題となっています。

特に、全国に先行する形で高齢化が進んでいることに加え、南北600kmにわたる広大な県域に離島・へき地を多く有している本県においては、医療や介護・福祉などの必要なサービスを誰もが安心して受けられる環境づくりが求められております。

こうした状況を踏まえ、このたび「県民が健康で長生きでき、安心して医療を 受けられる、みんなが元気な鹿児島」を基本理念とする「第7次鹿児島県保健医 療計画」を策定いたしました。

この計画では、保健医療に係る各種指標や県民の意識調査等に基づき、本県の地域的な課題の分析を行った上で、生活習慣病等の発症・重症化予防、医師・看護師など医療従事者の確保、疾病別・事業別の医療連携体制の整備などを推進するとともに、地域包括ケア体制の整備充実や病床の機能分化・連携の推進など、将来を見据えた施策を推進することとしております。

今後、県民の皆様をはじめ、国、市町村、関係機関・団体の御理解と御協力をいただきながら、計画を着実に推進し、県民一人ひとりが「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった」と実感できるよう努めてまいりたいと考えております。

終わりに、本計画の策定に当たり、長期間熱心に御協議いただいた鹿児島県保健医療計画策定委員会をはじめ、多大な御協力と貴重な御意見を賜りました、市町村及び関係機関・団体、鹿児島県医療審議会の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

## 鹿児島県保健医療計画 目次

<u>第 1</u>	章	総論	1
第	51節	計画の策定	1
	1	計画策定の趣旨	1
	2	基本理念	1
	3	計画の位置づけ	1
	4	計画の期間	1
笋	52節	鹿児島県の概要	3
21-	1	地勢	
	2	気候	_
	3		3
	4	産業	
∽	· §3節	地域診断	5
<u> </u>	<u>и о ди</u> 1		
		- 人口・世帝数	•
		·	•
		人口動態	8
		1)出生	8
	( :	2)死亡	8
	(;	3) 死産	9
		4) 乳児死亡・周産期死亡	. •
		5) 低出生体重児の状況	
		- / /	-12
			- 13
		1) 平均寿命と健康寿命	
		2)早世の状況	
		3)生活の質(QOL)	
		,	
	( ;	5) 年齢調整死亡率(人口10万対)とSMR(標準化死亡比)	-20

	4 !	県民の医療動冋	33
	(1	)推計患者数	33
	(2	) 傷病分類別推計患者数及び受療率の推移	34
	(3	)受療率	38
	(4	)有病状況	44
	(5	)平均在院日数	46
	(6		
		)県民医療費	
	(8	)入院患者の動向	48
		県民の健康状況	_
		)メタボリックシンドロームの状況	
	(2	) 高血圧・糖尿病の状況	50
	6	保健医療に関する県民の意識・行動	
		)健康診断	_
		)優先して充実すべき医療体制	
		) かかりつけ医, かかりつけ歯科医, かかりつけ薬局	
		) 医療機関を選ぶ際に必要な情報	
		) 保健衛生サービスの希望	
		)地域医療への要望	
		保健医療サービス	
		) 医療従事者	
		)医療提供施設	
		本県の主要指標(全国との比較)	_
		) 本県の健康関連指標(全国との比較)	
	9	圏域ごとの現状分析	70
<u>第 2</u>	2章 (	保健医療圏	89
<u>第</u>	51節	保健医療圏の役割	89
	1 1	保健医療圏設定の趣旨	89
	2 -	一次保健医療圏	89
	3 2	二次保健医療圏	89
	4	三次保健医療圏	89
第	52節	二次保健医療圏の設定	90
<u></u> -			90
			90
第	3節	基準病床数	93

第	31	章	健康づくり・疾病予防の推進	94
	<u>第</u>	1 節	健康の増進	94
		1	健康づくりの推進(健康かごしま21(平成25年度~平成34年度)の推進)	94
		2	健康づくり推進体制の充実	103
	第2	2 節	保健対策の推進	105
		1	母子保健	105
		2	学校保健	110
		3	成人保健	113
		4	高齢期の保健	115
		5	産業保健	118
		6	精神保健	119
		7	歯科口腔保健	123
	第 3	3 節	疾病予防対策の推進	133
		1	感染症	133
		2	結核	139
		3	エイズ	141
		4	HTLV-1関連疾患	144
		5	ウイルス性肝炎	147
		6	生活習慣病・メタボリックシンドローム対策	150
		7	保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施	153
第 第	4 <u>1</u>	章	患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	<u> 155</u>
	第 <sup>-</sup>	1 節	医療提供体制の整備	155
		1	ー次保健医療圏の医療提供体制	155
		2	二次保健医療圏の医療提供体制	156
		3	三次保健医療圏の医療提供体制	159
	第2	2 節	安全・安心な医療提供体制の整備	161
		1		161
		( -	1) 医療事故の防止	161
		(2	2) 医療関連感染の防止	162

2	医療情報提供の推進	164
(	1) 診療情報の提供	164
(:	2) 医療機関情報の提供	164
3	医療安全支援センター	166
<u>第5章</u>	安全で質の高い医療の確保	168
<u>第1節</u>	医療従事者の確保及び資質の向上	168
1	医師	168
2	歯科医師	176
3	薬剤師	178
4	看護職員	180
5	管理栄養士及び栄養士	185
6	その他の保健医療従事者	187
7	医療勤務環境改善支援センター	197
8	介護関係従事者	197
第2節	医療連携体制の構築	200
1	医療機能の分化・連携	200
2	地域医療支援病院	201
3	医療機関相互の機能分担と連携	202
4	医薬分業	206
第3節	疾病別の医療連携体制	208
1	がん	208
2	脳卒中	216
3	心筋梗塞等の心血管疾患	222
4	糖尿病	228
5	精神疾患	232
第4節	事業別の医療連携体制	240
1	救急医療	240
2	災害医療	249
3	離島・へき地医療	255
4	周産期医療	264
5	小児・小児救急医療	276
第5節	その他の医療を提供する体制の確保	282
1		282

(1)	血液の安定確保	282
(2)	骨髄バンク	283
2 ال	ウマチ, アレルギー疾患対策	
3 そ	の他	285
第6章 地	域包括ケア体制の整備充実	287
第1節	介護サービス等の充実	287
第2節	在宅医療・終末期医療の体制整備	293
1 在	:宅医療の体制整備	293
2 終	末期医療の体制整備	301
第3節	医療と介護の連携	304
1 医	療と介護の連携体制の構築	304
2 地	域リハビリテーション支援体制の整備	306
第4節	高齢者の支援	310
1 高	· 齢単身世帯等の支援	310
2 認	知症高齢者等の支援	312
第5節	障害者・難病患者等の支援	320
1 障	害者(児)の支援	320
2 難	病患者の支援	329
3 小	児慢性特定疾病児童等の支援	332
-	成 37(2025)年に向けた地域の医療提供体制の構築 (地域医療構想)	335
第1節:	地域医療提供体制の概要等	335
1 地	 -域医療構想策定の背景	335
2 地	.域医療構想の概要	336
第2節	人口推計及び医療提供体制の現状等	337
1 人	.口の将来推計等	337
2 医	療提供体制の現状	338
第3節	構想区域と病床の必要量(必要病床数)	340
1 構	想区域の設定	340
2 病	床機能報告	341
3 病	床の必要量(必要病床数)	341
第4節	地域医療構想の推進	343

	1	病床の機能分化・連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	343
	2	在宅医療・介護連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	344
	3	医療従事者の確保及び資質の向上	345
<u>第</u> 8	8章	健康危機管理体制等の整備	346
<u> </u>	第1節	健康危機管理対策の推進	346
<u> </u>	第2節	安全で衛生的な生活環境の確保	353
	1	食品の安全性の確保	353
	2	医薬品等の安全性の確保	356
	3	ハブ対策	359
<u>第</u> 9	9章	持続可能な医療保険制度の構築	361
<u></u>	<b>第1節</b>	医療費適正化の推進	361
<u> </u>	第2節	後期高齢者医療制度の円滑な運用	370
<u>第</u>	10 章	計画の推進方策	374
<u></u>	第1節	保健医療計画の周知と情報提供	374
<u> </u>	第2節		
		数値目標の設定	374
<u> </u>	第3節	数値目標の設定 計画の推進体制と役割	374 384
<u> </u>			384
<u></u>	第3節 1	計画の推進体制と役割	384
<u></u>	<b>第3節</b> 1	計画の推進体制と役割 鹿児島県	384 384 384
<u>9</u>	第3節 1 ( (;	計画の推進体制と役割 鹿児島県 1)県医療審議会	384 384 384
	第3節 1 ( (;	計画の推進体制と役割 鹿児島県 1)県医療審議会 2)県地域医療対策協議会	384 384 384 384
	第3節 1 ( ( ( ( :	計画の推進体制と役割 鹿児島県	384 384 384 384
<u>\$</u>	第3節 1 (; (; 2	計画の推進体制と役割 鹿児島県	384384384384384384
<u></u>	第3節 1 (; (; 2 3	計画の推進体制と役割 鹿児島県	384384384384384384
· 等	第3節 1 (; (; 2 3	計画の推進体制と役割 鹿児島県	384384384384384384